

答 申 書
(答申第26号)
平成18年9月4日

1 審査会の結論

平成12年度から平成17年度までの奨学寄附金審査委員会審査結果一覧表、治験一覧及び一般研究一覧を一部開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書は、平成12年度から平成17年度までの奨学寄附金並びに民間からの受託研究及び共同研究のそれぞれの寄附者の氏名、依頼者の氏名、受入教員等の氏名、受入金額及び受入年月が分かる文書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対応する公文書として、①奨学寄附金審査委員会審査結果一覧表(平成12年度～平成17年度)、②治験一覧(平成12年度～平成17年度)、③一般研究一覧(平成12年度～平成17年度)、④市販後調査一覧(平成12年度～平成17年度)及び⑤平成17年7月1日付け共同研究実施契約書(1枚目、2枚目、3枚目、7枚目、9枚目、10枚目(別表第1)及び11枚目(別添))を特定し、これらの公文書に北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)及び同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)が記録されているとして、これらに該当する情報を除いて一部開示決定処分(以下「本件一部開示決定処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件一部開示決定処分を取り消し、①、②及び③の公文書のうち非開示とした部分の開示を求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、①の公文書に記載されている寄附金申込者の氏名は、特定の個人が識別され得る情報で、通常他人に知られたいと認められると主張する。

また、氏名は、個人が直接識別できる情報で、「特定の個人が識別され得るもの」に該当するものであり、「通常他人に知られたいと認められるもの」とは、特定の個人の主観的判断を問わず、社会通念上、他人に知られたいと思うことが通常であると認められる情報をいうものであると主張する。

ウ 当審査会としては、①の公文書に記載されている寄附金申込者の氏名は、特定の個人を識別し得る情報であり、本件においては、既に寄附申込額、寄附対象講座名、研究内容等(以下「寄附金情報」という。)が開示されていることから、寄附行為者の氏名が開示されると当該個人の寄附行為が明らかとなり、一般に、このような

情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、上記①、②及び③の公文書のうち次の情報が2号情報に該当するとして非開示とした。

(ア) ①の公文書のうち、寄附金申込者である法人等の名称

(A) 実施機関は、寄附金申込者である法人等の名称を公にすると、当該寄附金者の業務運営上の内部情報が他の法人等に知られることになり、その結果、当該寄附金申込者の経営内容が推測され、あるいは寄附の有無や当該寄附金申込者の寄附金額の多寡により社会的評価に悪影響を及ぼすことなどが予想されるため非開示としたと主張する。

(B) 当審査会としては、寄附金申込者である法人等の名称が開示されると、当該法人等の寄附行為が明らかとなり、すでに開示されている寄附金情報と組み合わせることにより、業務運営上の内部情報が他の法人等に明らかとなることから、当該法人等の経営戦略や経営内容が推測され、寄附の有無や寄附申込額の多寡により社会的評価に不当な影響を及ぼし、同業者間の不要な競争がおおられるなどの事態が生ずるおそれがあることは、否定できないと考える。

したがって、法人等の名称を明らかにすると、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(イ) ②の公文書のうち、依頼者及び課題名

(A) 実施機関は、依頼者及び課題名を開示すると、当該法人等の競争上、事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるため、非開示としたと主張する。

ただし、依頼者に意見照会し、開示して差し支えないと意見があったものについては、開示したと説明する。

(B) 当審査会としては、依頼者及び課題名が開示されると、当該法人等の依頼行為が明らかとなり、すでに開示されている契約期間、講座名、責任医師等の情報と組み合わせることにより、依頼者である当該法人等が、いかなる薬剤について札幌医科大学に治験を依頼しているかが明らかとなり、また、どの程度の研究段階まで進捗しているかが推測されることから、当該法人等の経営戦略が推測され、同業者間の不要な競争がおおられるなどの事態が生ずるおそれがあることは、否定できないと考える。

したがって、依頼者及び課題名を明らかにすると、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(ウ) ③の公文書のうち、依頼者、課題名及び今年度金額

(A) 実施機関は、依頼者、課題名及び今年度金額を開示すると、当該法人等の競争上、事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるため、非開示としたと主張する。

ただし、依頼者に意見照会し、開示して差し支えないと意見があったものについては、開示したと説明する。

- (B) 当審査会としては、依頼者、課題名及び今年度金額が開示されると、すでに開示されている契約期間、講座名、研究代表者等の情報と組み合わせることにより、当該法人等の依頼行為が明らかとなり、依頼者である当該法人等が、いかなる研究課題について札幌医科大学に依頼し、どの程度の研究段階まで進捗しているかが推測され、さらにはその金額を知られることから、当該法人等の経営戦略が推測され、同業者間の不要な競争がおおられるなどの事態が生ずるおそれがあることは、否定できないと考える。

したがって、依頼者、課題名及び今年度金額を明らかにすると、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、①の公文書に記載されている法人等の名称並びに②の公文書に記載されている依頼者及び課題名は、条例第11条の「公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものとする」との規定により、開示できると主張する。

これらの情報が、人の生命、身体、健康等に関連する場合のあることは否定できない。しかしながら、これらの情報を公にすることにより人の生命、身体、健康等を保護することの必要性が、公にすることにより害されるおそれのある当該法人等の権利利益を上回るものとは言えず、条例第11条に該当するものとは認められないものであり、異議申立人の主張は採用できない。

また、異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(6) 本件一部開示決定処分に対する意見について

ア 実施機関は、②の公文書の依頼者及び課題名並びに③の公文書の依頼者、課題名及び今年度金額については、2号情報に該当すると判断した。しかしながら、すべての依頼者に意見照会し、開示しても差し支えないと回答があった法人等については、その情報を開示した。

イ 当審査会としては、実施機関が、公文書の開示請求に当たって、開示・非開示を判断するため必要な情報を第三者から任意に求めることを否定するものではないが、当該開示請求に係る公文書に法人等に関する情報が記録されている場合、その情報が当該法人等の地位を不当に損なうと認められるかどうかは、当該法人等に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを実施機関が客観的に判断して行うものであり、非開示情報に該当すると判断したものについては、第三者に意見照会を求めるべきではないものとする。

実施機関が、開示・非開示の判断に際し、2号情報に該当するとして非開示とした情報の一部を、依頼者の承諾により開示したことは、その判断を依頼者である当該法人等に委ねることになり、条例の運用上、適切さを欠くものといわざるを得ない。

実施機関においては、今後、適切な事務処理を望むものである。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 経 過 |
|----------------------------|--|
| 平成18年 5 月 23 日 | ○ 諮問書の受理（諮問番号29） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出 |
| 平成18年 5 月 24 日 | ○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託 |
| 平成18年 6 月 15 日 （第一部会） | ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議 |
| 平成18年 7 月 12 日 （第一部会） | ○ 審議 |
| 平成18年 8 月 10 日 （第一部会） | ○ 審議 |
| 平成18年 9 月 1 日 （第14回審査会） | ○ 答申案審議 |
| 平成18年 9 月 4 日 | ○ 答申 |